

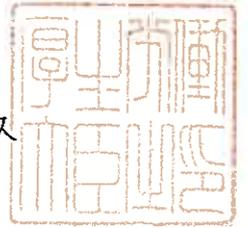
厚生労働省発職 1224 第9号

令和2年12月24日

労働政策審議会

会長 鎌田 耕一 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

## (別紙)

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

### 第一 雇用調整助成金制度の改正

(略)

### 第二 両立支援等助成金制度の改正

一 新型コロナウイルス感染症小学校休業等対応コース助成金について、対象となる有給休暇の期限を令和二年十二月三十一日から令和三年三月三十一日に変更すること。

二 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース助成金について、休暇を与えるための制度を整備する措置並びに当該制度及び新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を労働者に周知させるための措置を講ずる期限を令和二年十二月三十一日から令和三年三月三十一日に、被保険者に当該休暇を合計して五日以上取得させる期限を令和三年一月三十一日から同年三月三十一日に変更すること。

### 第三 施行期日

この省令は、公布の日から施行すること。